

伊那電鐵沿線

(第一報)

郡民諸賢に訴ふ！

公・共・事・業・の・美・名・に・隠・れ・た・る・會・社・の・奸・手・段・

伊那電鐵株式會社は、皆さんの御存じの通り吾々從業員に對する待遇は實に劣悪なものであつて、服務時間にしても、一日の定時間の勤めでは暮して行くことが出來ず吾々の大部は毎晩深夜業をして綿の様に疲れて歸ると謂ふ有様です。

日給は一日働いて五十錢から最高でも二圓十三錢で平均一圓〇六錢です。伊那電は事故が多いといふのも、其は決して乗務員の亂暴や不注意からでは無くて働いても／＼全く貧乏の爲め生活苦に悩まされる疲労の結果です。

問題の發端

斯くの如き境遇から徐々に、人間らしき生活の出來る様に合理的な方法によつて、改善しようと思ひ、第一に労働組合の組織の必要に迫られて、昨年十月其の準備に着手致しました。

處が横暴極まりない會社は極度に狼狽して、突如當時の辰野驛長、羽場驛長、北殿驛助役の三名に對し無警告で誠首して穩健な組合を杜絶しようとしたので、組合員は非常に憤慨して無暴極まる會社を康懲しようと決然、起つて第二の行動に移らうとしたのでしたが、會社も其の非を悟つて、遂に、吾等労働者の主張を入れたのでした。

公約條件

一、誠首した三名を休職とし六ヶ月以内に休職當時の地位、若しくは其れ以上の場所に復び就職せしむること。

一、六ヶ月の休職期間中は休職當時の全給を支給すること。

一、從業員の労働組合の組織及び加入は本人の自由たること。

一、休職期間中に他の從業員が昇給した場合は右三名も昇給すること。

組合の發達と會社の切崩策

以上の條件で組合側の有利解決の爲め組合員は日々に激増し、全從業員六百餘名の内組合員五百三十名を算するに至りました。

茲に於いて會社は如何にもして、是れを切崩さうと絶へず小刀細工を用いて來ましたが、その基礎が意外に鞏固で何等の効果が無い爲め益々焦慮し、非道にも昨年協約したる精神を無視して、三名の内二名は復職を見ましたが、一名は本社詰と謂ふ美名のもとに東京へ、一名飯田の町を去る八里も山奥の波合村に追いやつて外界との連絡を絶たうとし、又一名は個人間に起つた問題が目下繫争中の口實に言を左右にして應じないで露骨に壓迫を加へて來たのです。

交渉遂に決裂

其處で、吾々も東京の労働總同盟本部に打電して本部員の出張を乞い隠かに問題の解決をしよう、あらゆる方法で再三交渉を進めたのですが悉く之れを拒絶しましたので止むを得ず賣られた喧嘩を買ひ猛然起つて第二段の策を講するに至つたのです。即ち二十二日赤穂に於て全從業員大會を開催し協議の上要求書を作製し翌二十三日會社に提出しました。

要 求 書 (寫)

- 一、賃銀ノ二重制度ヲ徹廢シ從來ノ歩合ヲ本給ニ加算シ、夜業手當ノ増額ヲセラレタシ
シ 但シ夜業手當ハ七時迄ハ二歩五厘以上一時間毎ニ一步五厘徹夜業ハ二人
- 一、賃銀二割ヲ増給シ定期昇給年二回必ズ勵行セラレタシ
- 一、年功加俸ヲ制定セラレタシ
- 一、公務上ノ死傷疾病ノ救濟方法ヲ充分ニ講ゼラレタシ
- 一、三名ノ復職ハ速力ニ鐵道沿線ニ從事セシメラレタシ
- 一、今回ノ問題ニ對シテハ絕對ニ犠牲者ヲ出サザルコト

右ニ對スル回答ハ二十四時間以内ニセラレタシ
大正十五年五月二十三日

附

結論

伊那電氣鐵道株式會社社長渡邊嘉一殿

伊那電氣鐵道株式會社從業員一同

右の要求書を出しましたが、吾々は決して平地に波瀾を起そうとする者ではありませんせん、只本會社の様な一部重役の私服を構さんがあつては本庄の急向も從業員の萬願